

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部局 教育総務課・学校教育課・社会教育課・こども家庭課・子育て支援課
- (2) 監査実施期間 令和4年9月15日～令和4年12月8日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の令和4年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【教育総務課】

(歳入)

監査項目 理科教育設備整備費補助金

- 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 学校給食調理員等検便検査業務委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

【学校教育課】

(歳入)

監査項目 スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金

- 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 英語指導助手派遣委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

③委託料の支出は適正に行われているか。

【社会教育課】

(歳入)

監査項目 スポーツ振興事業助成金

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 総合管理業務委託料

着 眼 点 ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
③委託契約の手続き等について、適正に行われているか。

【こども家庭課】

(歳出)

監査項目 高石市ファミリー・サポート・センター事業委託料

着 眼 点 ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
③委託契約の手続き等について、適正に行われているか。

【子育て支援課】

(歳出)

監査項目 地域子育て支援センター事業委託料

着 眼 点 ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
③委託契約の手続き等について、適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【教育総務課】

(歳入)

監査項目 理科教育設備整備費補助金

(9月末現在)

	予算額	調定額	収入済額
小学校費	275,000 円	254,500 円	0 円
中学校費	275,000 円	254,500 円	0 円

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

この補助金は、理科教育設備整備費等補助金交付要綱第2条により、地方公共団体が理科、算数及び数学に関する教育（以下「理科教育」という。）を実施するための設備の整備等の事業を行う場合、国の予算の範囲内でその経費の一部を補助し、もって理科教育に資することを目的としている。補助金の区分及び補助対象経費並びに補助率は第3条第2項別記で規定されている。

この補助金の交付を受けるにあたり、事業計画書を添付のうえ交付申請を行い、交付決定を受け、補助事業を遂行するための契約を締結し支払を行い、補助事業完了後、実績報告を行い、確定通知を受け、その後補助金の交付を受けることとなる。

（第3条第2項別記）

補 助 区 分	補助対象経費	補 助 率
理科設備	理科に関する教育のための設備	補助対象経費の2分の1の額
算数・数学設備	算数・数学に関する教育のための設備	補助対象経費の2分の1の額

対象校については、小学校2校、中学校1校を輪番（今年度は高陽小学校、取石小学校、取石中学校）で決めており、年度当初各学校に備品の前年度整備済額②を調査し、整備済額が基準額①を越えている場合は、補助申請の対象にならない。各校の設備整備状況は以下の表のとおりとなっており、今年度については理科設備について、予算の範囲内で交付申請を行っている。

理科設備	高陽小学校	取石小学校	取石中学校
基準額①	11,630,000 円	11,630,000 円	21,525,000 円
前年度末整備済額②	3,460,917 円	5,306,763 円	13,260,783 円
差引① - ②	8,169,083 円	6,323,237 円	8,264,217 円
本年度整備額（補助対象経費）③	254,500 円	254,500 円	509,000 円
申請額（③の2分の1）	127,250 円	127,250 円	254,500 円

算数・数学設備	高陽小学校	取石小学校	取石中学校
基準額①	929,000 円	929,000 円	1,400,000 円
前年度末整備済額②	1,683,723 円	2,113,153 円	1,396,704 円
差引① - ②	- 754,723 円	- 1,184,153 円	3,296 円
本年度整備額（補助対象経費）③	0 円	0 円	0 円
申請額（③の2分の1）	0 円	0 円	0 円

また、申請手続については、令和4年5月2日に交付申請を行っており、令和4年6月23日付けで以下の表の内容のとおり交付決定通知があり、同日で調定の手続きを行っている。現在、補助対象となる品目のうち、整備する品目（生物顕微鏡、双眼実体顕微鏡等）の購入手続きを進めている。本補助金の調定の手続きについて、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

	補 助 区 分	補助対象経費	交付決定額
高陽小学校	理科設備	254,500 円	127,250 円
取石小学校	〃	254,500 円	127,250 円
取石中学校	〃	509,000 円	254,500 円
合 計		1,018,000 円	509,000 円

(歳出)

監査項目 学校給食調理員等検便検査業務委託料

(9月末現在)

予算額	支出済額
816,000 円	87,164 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

学校給食業務従事者は衛生管理体制に係る衛生管理基準により、「検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O-157 その他 必要な細菌等について、毎月2回以上実施すること。」と規定されており、検便検査業務の委託を行っている。また、「ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。」と規定されているが、本市においては、ノロウイルスが流行しやすい10月以降月1回の検便を実施している。また、感染者が出た場合は、この期間に限らず、必要に応じ検便を実施することとしている。なお、給食業務を委託している小中学校については、委託業者において実施している。

(検査内容)

1. 腸内細菌培養検査

赤痢菌、サルモネラ菌（腸パラチフス菌含む）、病原性大腸菌 O-157

2. ノロウイルス検査

(検査実施対象者)

高石市立小・中学校給食調理従事員及び同学校給食担当職員並びに代替調理員

予定数 30 名

(検査の委託期間)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(ただし、ノロウイルス検査については、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとするが、必要に応じ、同期間以外でも行うものとする。)

(検査件数)

30 名（予定数）×月2回

(ただし、ノロウイルス検査については、30名(予定数)×月1回及び必要に応じ、行った回数とする。)

(検査報告書)

各月の検査終了後、検査結果報告書を速やかに教育委員会に提出する。

業者選定については、本市の有資格者名簿より検便検査を希望する業者3社すべてを選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札により実施している。

入札は、各検査の単価を設定し、上記の予定人数及び予定回数を乗じた金額の合計額で入札を行い、株式会社関西環境センターと令和4年4月1日付けで単価契約している。

また、各月の検査終了後、検査結果報告書が速やかに教育委員会に提出され、結果を各校に報告すると共に支払手続きを行っている。

なお、支払金額については以下のとおりであり、本委託契約にかかる手続きについて、決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

月 分	金 額
4月分	17,864 円
5月分	17,248 円
6月分	18,172 円
7月分	16,940 円
8月分	16,940 円
合 計	87,164 円

【学校教育課】

(歳入)

監査項目 スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
1,165,000 円	1,165,000 円	1,165,000 円

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

学校において、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒が抱える問題について、教育上の大きな課題となっており、このような状況の背景には家庭、友人関係、学校など様々な事情があると考えられている。児童生徒の抱える課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、学校だけでは課題の解決が困難なケースも多く、家庭や学校外の専門機関等と連携して対応することが求められている。大阪府では、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて

支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校等に配置し、教育相談体制を整備するとし、大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）を設け、市町村が中学校にスクールソーシャルワーカー配置を行う場合、これに要する経費を補助している。

この補助金は、派遣回数(35回)の範囲内でスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費（報酬費 3,700 円×1 日あたり 6 時間）について、補助率 1/2(国：1/6 府：1/3 市町村：1/2)で実施しており、本市においては、平成 25 年度から平成 30 年度までは市単独事業で行っており、平成 31 年度の要綱施行後からは本補助事業を活用している。

事業を実施するにあたり、要綱に基づいて、実施計画書及び収支予算書を添えて交付申請を行っている。また事業に必要な経費（補助対象経費）、補助金額、調定手続き等は以下のとおりである。

(単位/円)		
	補助対象経費 (a)	補 助 金 額 (a)×1/2
スクールソーシャルワーカー 活用事業	2,331,000	1,165,000

(※) 補助対象経費

【報酬(3,700 円)×1 日あたり時間数(6 時間)×派遣回数(35 回)】
×中学校区数(3 校)

交付申請日	令和 4 年 5 月 2 日
交付決定日	令和 4 年 8 月 17 日
調 定 日	令和 4 年 8 月 17 日
収 納 日	令和 4 年 9 月 14 日

事業終了予定は令和 5 年 3 月 20 日とし、事業終了後は要綱第 11 条の規定により実績報告書等を提出し、精算報告する予定である。また、交付申請書等関係書類を監査した結果、要綱に基づき適正に処理されており、調定額の算定、調定の時期及び手続き等についても適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 英語指導助手派遣委託料

(9 月末現在)

予算現額	支出済額
16,494,000 円	5,715,325 円

着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。

②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

③委託料の支出は適正に行われているか。

外国人英語指導助手派遣事業は、国際社会におけるコミュニケーションツールとなっている英語を幼児・児童・生徒が英語指導助手（ALT）と楽しく外国語活動や外国語科の学習に取り組み、学習内容の定着と活用、コミュニケーション力の育成と異文化理解につなげる事業である。英語指導助手の業務内容としては、以下のとおりである。

- ①英語及び外国語活動の支援（小学１年生から中学２年生まで）
- ②各教科・道徳・特別活動・選択教科・総合的な学習の時間における国際理解教育に係る授業の支援
- ③小学校及び中学校における幼稚園との交流事業における支援
- ④①から③に関する業務について、幼稚園・小学校及び中学校の教員等との打ち合わせ、カリキュラム・教材の研究、作成等
- ⑤放送テスト及び録音教材の作成の支援
- ⑥校内で実施される学校行事への参加・参観
- ⑦英語教育、外国語活動及び国際理解教育に関わる教職員研修の支援
- ⑧研修会の講師
- ⑨高石市教育委員会及び小・中学校が実施するスピーチコンテストの審査員
- ⑩小学校及び中学校の交流事業における指導及び指導補助
- ⑪児童・生徒への個別指導、少人数指導
- ⑫採点業務
- ⑬その他、小学校長又は中学校長が指示した関連業務

委託業者の選定方法については、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行い、応募のあった事業者４社のプレゼンテーションを実施後、審査を行い最優先交渉権者を決定した。その後、最優先交渉権者と契約交渉を行い、当該事業者と契約を締結している。

契約内容は以下のとおりである。

契約者名	株式会社ボーダーリンク
履行期間	令和４年４月１１日～令和５年２月２８日
契約金額	１人・１時間あたり 3,300 円 (派遣料金支払限度額 16,494,000 円)
配置人数	７人
支払方法	請求書受領後 30 日以内

また、支払金額については以下のとおりであり、本委託契約にかかる手続きについて、支出決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(9 月末現在)

月	1 時間あたり単価	延べ時間数	合計
4	3,300 円	161 時間	531,300 円
5	3,300 円	581 時間	1,917,300 円
6	3,300 円	710 時間 55 分	2,346,025 円
7	3,300 円	279 時間	920,700 円
合計			5,715,325 円

【社会教育課】

(歳入)

監査項目 スポーツ振興事業助成金

(9 月末現在)

予算額	調定額	収入済額
26,000,000 円	6,000,000 円	0 円

着眼点 ①調定は根拠法令に適合しているか。

②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

本市は高師浜総合運動施設スケートボードパーク新設事業及び同施設スケートボードパークミニランプ設置事業に要する経費について、この助成金の交付の申請を行っており、その交付等については、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱第2条第1項別記1から7に規定されている。本市は地域における身近なスポーツ施設の整備の促進を図ることを目的とした同別記2、及び地域のスポーツ活動の活性化を図ることを目的とした同別記4に基づいて助成を申請している。

(第2条第1項別記2)

助成対象事業細目	助成対象経費	助成割合
スポーツ施設等整備事業	スポーツ施設等の整備に直接必要な本工事費及び附帯工事費及び工事に係る実施設計費及び工事監理費	3分の2

(第2条第1項別記4)

助成対象事業細目	助成対象経費	助成割合
地域スポーツ活動推進事業（大型スポーツ用品の設置）	スポーツ用具費、その他事業の実施に直接必要な経費	5分の4

上記は本市申請事業のみ抜粋

本市では、当該助成金の交付を受けるため、令和4年度スポーツ振興くじ助成金交付申請書により交付申請を行い、助成金交付内定通知及び助成金交付決定通知を受けており、

当該事業完了後、助成事業実績報告を行い、助成金交付額確定通知書の交付を受け、その後助成金の交付を受けることとなる。

申請手続等については、以下のとおりとなっており、本助成金の調定の手続きについて、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

事業名称	助成対象事業 細目	申請経費	助成対象経費 限度額※ 1	交付決定額
高師浜総合運動施設スケートボードパーク新設事業	スポーツ施設等整備事業	49,466,027 円	30,000,000 円	20,000,000 円 ※ 2
高師浜総合運動施設スケートボードパークミニランプ設置事業	地域スポーツ活動推進事業 (大型スポーツ用品の設置)	9,240,000 円	7,500,000 円	6,000,000 円

※ 1 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領第 17 条及び第 19 条において規定されている。

※ 2 本件は交付内定額である。

交付申請日 令和 4 年 1 月 13 日
 交付内定日 令和 4 年 4 月 22 日
 交付決定日 令和 4 年 4 月 22 日
 調 定 日 令和 4 年 4 月 22 日 (交付決定分のみ)

(歳出)

監査項目 総合管理業務委託料

(9 月末現在)

予算額	支出済額
5,440,000 円	0 円

着眼点 ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。

②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

③委託契約の手続き等について、適正に行われているか。

本件は、高石市立中央プールの管理運営にかかる業務委託である。本市では、住民の健康の増進と体育の向上を図るため、高石市立プール条例第 1 条により高石市立プールが設置されている。また、同条例第 3 条において当該プールの管理及び運営は高石市教育委員会が行うとされており、プールの循環ろ過機等関係機器の運転や塩素剤の投入、管理日誌

の作成、プール施設の清掃や入場券の回収等を含めたプール管理業務及びプール水面監視等業務を委託している。

業者選定にあたっては、有資格者名簿よりプール監視業務を特に希望する者で、本市並びに他地方公共団体での同種業務実績のある者4社を選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札により実施している。

この業務委託契約について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出は適正に処理されていた。

契約業者名	タイガー警備保障株式会社
契約履行日	令和4年7月16日～18日、7月21日～8月28日
契約保証金	高石市契約規則第46条第3号により免除
契約金額	4,840,000円
支払方法	請求書受領後30日以内

【こども家庭課】

(歳出)

監査項目 高石市ファミリー・サポート・センター事業委託料

(9月末現在)

予算現額	支出済額
4,018,000円	1,674,165円

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
 - ③委託契約の手続き等について、適正に行われているか。

高石市ファミリー・サポート・センター事業は、高石市内において育児の援助を行いたい者（提供）と育児の援助を受けたい者（依頼）を組織化し、相互援助活動を行うことにより、利用者等が育児と仕事等を両立し安心して働くことができるような環境づくりを推進する事業である。

そして、この事業は、子ども・子育て支援交付金の事業として国及び大阪府からそれぞれ補助対象経費の3分の1が補助されている。

業者選定については、市全域で地域福祉を網羅し、校区福祉委員会が組織され各々の取りまとめとなる社会福祉法人高石市社会福祉協議会に業務の目的及び性質上競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき平成19年度より随意契約を行っている。

各地区ごとの会員数は、次表のとおりである。

地 区	依 頼	提 供	両 方	合 計
羽 衣	52	22	11	85
東羽衣	68	14	12	94
高師浜	35	4	5	44
千代田	37	3	3	43
加 茂	52	8	8	68
西取石	40	10	2	52
取 石	28	9	3	40
綾 園	45	15	5	65
合 計	357	85	49	491

会員数は、本年9月末での依頼会員が357人、提供会員が85人、両方会員が49人の合計491人の登録があり、活動状況は次表のとおりである。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	合計
活動回数	55	66	37	22	26	17	223

契 約 者 名 社会福祉法人 高石市社会福祉協議会
 契 約 年 月 日 令和4年4月1日
 契 約 履 行 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 契 約 保 証 金 高石市契約規則第46条第7号の規定により免除
 契 約 金 額 4,018,000 円
 支 払 い 月払い

委託料は、9月末で1,674,165円の支払い済みで4月から翌年2月までは月額334,833円で3月のみ334,837円である。なお、利用料金は当事者同士のやり取りとなる。

経費内訳については、主にアドバイザーに対する人件費で次表のとおりである。

	金 額	適 用
人件費	3,120,000	アドバイザー1名
諸謝金	25,000	講師謝礼等
研修事業費	108,000	研修会等
需用費	372,000	事務用品、電話郵送代等
印刷製本費	167,000	パンフレット、チラシ作成等
保険料	171,000	地域子育て支援補償保険等
諸会費	55,000	女性労働協会ファミリーサポートネットワーク事業年会費
合計	4,018,000	

契約書、支出負担行為等の決裁行為書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【子育て支援課】

(歳出)

監査項目 地域子育て支援センター事業委託料

(9月末現在)

予算現額	支出済額
48,006,000 円	0 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
 - ③委託契約の手続き等について、適正に行われているか。

地域子育て支援センター事業は、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業交付要綱により乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談事務、情報提供、サークル活動の育成、助言その他の援助を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業である。

そして、この事業は、重層的支援体制整備事業交付金の事業として国からの補助対象となっており、週5日以上かつ1日5時間以上開設し、子育て親子が利用しやすい時間帯で開設する必要がある。

業者選定については、平成12年度から地域子育て支援センターを実施し、業務の目的及び性質上競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき社会福祉法人南海福祉事業会と随意契約を行っている。現在、令和元年9月より市の事業として南海愛児園、東羽衣こども園、イコーネ羽衣の3施設で地域子育て支援センターを実施している。また、市直営で綾園保育所でも開設している。

各施設の利用者数及び主な事業は、次表のとおりである。

	元年度	2年度	3年度	主な事業
南海愛児園子育て支援センター	6,815 人	6,182 人	7,998 人	園庭開放・赤ちゃん広場・フリースペース・育児講座
東羽衣こども園子育て支援センター	9,833 人	8,276 人	8,308 人	園庭開放・おやこ広場・育児講座・フリースペース
羽衣子育て支援センター	5,347 人	7,083 人	7,182 人	園庭開放・フリースペース・赤ちゃん広場・育児講座
綾園保育所子育て支援センター	6,370 人	4,938 人	5,532 人	オープンスペース・赤ちゃん広場・園庭あそび・遊びの広場

地域子育て支援拠点事業とは、子育て親子の交流等を促進する事業で、利用者支援事業とは、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会を実現するために必要な支援を行う事業である。

	地域子育て支援 拠点事業	利用者支援事業	計
南海愛児園子育て支援 センター	8,398,000 円	7,604,000 円	16,002,000 円
東羽衣こども園子育て 支援センター	8,398,000 円	7,604,000 円	16,002,000 円
羽衣子育て支援センタ ー	8,398,000 円	7,604,000 円	16,002,000 円

契約書、支出負担行為等の決裁行為書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契 約 者 名	社会福祉法人 南海福祉事業会
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 履 行 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契 約 保 証 金	高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
契 約 金 額	48,006,000 円（上限額）
支 払 い	業務終了後（年払い）